

令和4年12月定例会議

建設水道常任委員会資料

- I 議案第141号
福島市水道局企業職員の給与の種類及び
基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- II 議案第129号
令和4年度福島市水道事業会計補正予算（第3号）
- III 議案第148号
令和4年度福島市水道事業会計補正予算（第4号）

水道局

議案第141号 福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例（一部改正）の趣旨

地方公務員法の一部改正及び福島市職員の高年齢職員部分休業に関する条例制定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

- ①定年年齢の引上げに伴う「定年前再任用短時間勤務」制度を規定
- ②高年齢職員（55歳以上）の部分休業取得中の給与の取扱いを規定
- ③一部条文の文言整理

※導入する各制度内容については、市長部局と同様。

3 条例の施行年月日

令和5年4月1日（ただし、上記③については公布の日）

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び法第22条の2第1項に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第10条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で<u>規程で定めるもの</u>についても、同様とする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料を減額した給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料を減額した給与を支給する。</p> <p>3 職員が高年齢職員部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（福島市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び水道事業管理者が指定する手当の額を減額した給与を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第18条 第4条、第5条、第10条の3、第10条の6及び第11条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員又は法第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び法第22条の2第1項に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第10条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料を減額した給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその1歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第18条 第4条、第5条、第10条の3、第10条の6及び第11条の規定は、<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>

議案第129号 令和4年度 福島市水道事業会計補正予算（第3号）

1 予算額補正

(1) 収益的収支

① 支出

(単位 千円 税込)

項 目	補正額	主な補正理由
1 原水及び浄水費	660	執行見込による増
2 配水及び給水費	8,470	執行見込による増
3 総係費	3,300	執行見込による増
4 その他特別損失	4,073	令和3年度決算確定による増
計	16,503	

(2) 資本的収支

① 支出

(単位 千円 税込)

項 目	補正額	主な補正理由
1 国庫補助金返還金	12,357	令和3年度決算確定による増
計	12,357	

2 収益的収支及び資本的収支の状況

(1) 収益的収支

(単位 千円 税込)

科 目	現計予算	補正額	補正後の額
(款) 水道事業収益	7,741,721	—	7,741,721
(款) 水道事業費用	7,739,923	16,503	7,756,426
(項) 営業費用	7,483,909	12,430	7,496,339
(目) 原水及び浄水費	2,592,718	660	2,593,378
(目) 配水及び給水費	1,781,898	8,470	1,790,368
(目) 総係費	462,172	3,300	465,472
(項) 特別損失	2,158	4,073	6,231
(目) その他特別損失	1,081	4,073	5,154
純利益	1,798	△ 16,503	△ 14,705

(2) 資本的収支

(単位 千円 税込)

科 目	現計予算	補正額	補正後の額
(款) 資本的収入	1,353,257	—	1,353,257
(款) 資本的支出	3,256,513	12,357	3,268,870
(項)(目) 国庫補助金返還金	1,487	12,357	13,844
資本的収支不足額	1,903,256	12,357	1,915,613

議案第148号

令和4年度福島市水道事業会計補正予算（第4号）

福島市水道局職員給与改定の概要

1 給与改定の考え方

令和4年福島県人事委員会勧告を基本に県及び市長部局に準拠し、改定する。

2 改定内容

(1) 給料

月例給について、令和4年4月1日に遡及し、平均0.25%引上げる。

会計年度任用職員は、令和5年1月1日より改定とする。

(2) 期末・勤勉手当

令和4年12月支給分の期末・勤勉手当の支給について下記のとおり改定する。

また、次年度は支給月数を均等配分とする。

○特別職の期末手当

< 現 行 >

区分	期末手当
6月期	1.600月
12月期	1.600月
計	3.200月

0.05月増



< 改定後 > 令和4年12月分

区分	期末手当
6月期	1.600月
12月期	1.650月
計	3.250月

< 改定後 > 次年度

区分	期末手当
6月期	1.625月
12月期	1.625月
計	3.250月

○一般職員の期末・勤勉手当

< 現 行 >

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.175月	0.950月	2.125月
12月期	1.175月	0.950月	2.125月
計	2.350月	1.900月	4.250月

0.10月増



< 改定後 > 令和4年12月分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.175月	0.950月	2.125月
12月期	1.225月	1.000月	2.225月
計	2.400月	1.950月	4.350月

< 改定後 > 次年度

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.200月	0.975月	2.175月
12月期	1.200月	0.975月	2.175月
計	2.400月	1.950月	4.350月

○再任用職員の期末・勤勉手当

< 現 行 >

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.650月	0.475月	1.125月
12月期	0.650月	0.475月	1.125月
計	1.300月	0.950月	2.250月

0.05月増



< 改定後 > 令和4年12月分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.650月	0.475月	1.125月
12月期	0.700月	0.475月	1.175月
計	1.350月	0.950月	2.300月

< 改定後 > 次年度

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.675月	0.475月	1.150月
12月期	0.675月	0.475月	1.150月
計	1.350月	0.950月	2.300月